

平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会社名 株式会社ガリバーインターナショナル
代表者名 代表取締役会長 羽鳥 兼市
(コード番号 7599 東証第1部)
問合せ先 経営管理室チームリーダー 松本 雅之
(TEL. 03-5208-5503)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 22 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社は、平成 28 年 4 月 20 日「商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」に開示しましたとおり、商号変更を行うことに伴い、第 1 条（商号）を変更するものです。

(2) 第 31 条（取締役の責任免除）第 2 項及び第 41 条（監査役の責任免除）第 2 項につきましては、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が施行され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、その一部を変更するものです。なお、第 31 条（取締役の責任免除）第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社ガリバーインターナショナルと称し、英文では、 <u>GULLIVER INTERNATIONAL CO., LTD.</u> と表示する。	(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社 <u>IDOM</u> と称し、英文では、 <u>IDOM Inc.</u> と表示する。
(取締役の責任免除) 第 31 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で、当該 <u>社外取締役</u> の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第 31 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間で、当該 <u>取締役</u> の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

<p>(監査役の責任免除) 第 41 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役 of 責任免除) 第 41 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p><u>附則</u> <u>第 1 条 (商号) の変更は、平成 2 8 年 7 月 15 日に効力を生じるものとし、その効力の発生日をもって本附則は削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 5 月 26 日
第 31 条及び第 41 条の定款変更の効力発生日	平成 28 年 5 月 26 日
第 1 条の定款変更効力発生日	平成 28 年 7 月 15 日

以 上